

第2回

市民主権・地域主権フォーラム

～「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成をめざして～

開催資料

2005年3月25日

特定非営利活動法人

市民活動情報センター

協賛：大阪ガス株式会社、関西電力株式会社、近畿労働金庫、
住友生命保険相互会社、松下電器産業株式会社（五十音順）
後援：大阪商工会議所、関西経済連合会、関西広域連携協議会、
大阪市、大阪府、和歌山県、経済産業省近畿経済産業局

開催概要

開催趣旨

ひとり一人の市民(個人、NPO、企業等)や一つ一つの地域(市民・自治体等)を大事にした『「市民主権」かつ「地域主権」』に基づく新たな政策形成と社会経済システムの再構築が今こそ必要ではないか。市民参加から「市民主権」へ、地方分権から「地域主権」への発想の転換を提唱して、(特活)市民活動情報センターでは、多くの方々のご参加ご支援のもと、昨年度 2004 年 2 月 21 日に「第 1 回市民主権・地域主権フォーラム ~新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして」を開催しました。これに引き続き、第 2 回として、市民主権・地域主権に基づく「市民自治」、「地域自治」、「経済自治」の政策形成・社会経済システムの形成をめざした議論を展開すべく、標記のフォーラムを開催いたします。

日 時：2005 年 3 月 25 日(金) 午後 1 時～6 時 15 分(交流会：午後 6 時半～7 時半)

会 場：大阪大学 中之島センター (大阪市北区中之島 4-3-53)

佐治敬三メモリアルホール(分科会：講義室、交流会：会議室)

参加費：3,000 円(交流会：2,000 円、料理：リーガロイヤルホテル)

主 催：特定非営利活動法人市民活動情報センター

〒552-0021 大阪市港区築港 2-8-24 piaNPO 506 号室

TEL:06-4395-1144 FAX:06-4395-1145

E-mail:sic@mx.mesh.ne.jp <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

協 賛：大阪ガス株式会社、関西電力株式会社、近畿労働金庫、
住友生命保険相互会社、松下電器産業株式会社 (五十音順)

後 援：大阪商工会議所、関西経済連合会、関西広域連携協議会、
大阪市、大阪府、和歌山県、経済産業省近畿経済産業局

会議の内容

開会：主催者挨拶（趣旨説明）-----【13:00～13:05】

今瀬 政司（(特活)市民活動情報センター代表理事）

基調提案 「市民主権・地域主権の確立をめざして」-----【13:05～13:35】

今瀬 政司（同上）

基調講演 「『地元学』からはじまる自治と協働」-----【13:35～14:35】

吉本 哲郎（地元学協会事務局長、水俣市役所教育委員会生涯学習課長）

移動・休憩-----【14:35～14:50】

分科会

第1分科会 「市民自治と政策形成」-----【14:50～16:35】

（内容）市民と行政・議会の協働政策、市民による政策形成など

・話題提供者：松原 明（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長）

・コメンテーター：石井 亨（廃棄物対策豊島住民会議、香川県議会議員）

・コーディネーター：今田 忠（日本NPO学会会長、(特活)市民活動情報センター特別研究員）

第2分科会 「地域自治と政策形成」-----【14:50～16:35】

（内容）地縁組織とNPOの協働による自治政策、地域と国の協働政策など

・話題提供者：絹川 正明（地域共生研究所所長、元関西電力(株)社会貢献担当）

・コメンテーター：荷川取 隆（沖縄県大阪事務所次長）

・コメンテーター：吉本 哲郎（同上）

・コーディネーター：吉岡 慎一（日本離島研究会事務局長、(特活)市民活動情報センター理事）

第3分科会 「経済自治と政策形成」-----【14:50～16:35】

（内容）市民自らによる経済ルール形成、市民自治・地域自治における自律型経済の形成など

・話題提供者：市川 典男（象印マホービン株式会社 代表取締役社長）

・話題提供者：内海 美保（経済産業省近畿経済産業局産業部産業課総括係長）

・話題提供者・コメンテーター：跡田 直澄（慶應義塾大学教授）

・コーディネーター：今瀬 政司（同上）

移動・休憩-----【16:35～16:50】

パネルディスカッション 「市民主権・地域主権の政策形成をめざして」---【16:50～18:10】

・パネラー：松原 明（同上）、絹川 正明（同上）、跡田 直澄（同上）、今瀬 政司（同上）

・コメンテーター：吉本 哲郎（同上）

・コーディネーター：今田 忠（同上）

閉会：主催者挨拶（議事まとめ、今後の活動に向けて）-----【18:10～18:15】

今瀬 政司（同上）

交流会-----【18:30～19:30】

市民主権・地域主権の確立をめざして

～「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成への提言～

今瀬 政司（特定非営利活動法人市民活動情報センター代表理事）

はじめに

市民参加から「市民主権」へ、地方分権から「地域主権」への発想の転換が、今こそ必要ではないか。ひとり一人の市民（個人・地縁組織・NPO・企業等）や一つ一つの地域（市民・自治体等）を大事にした社会づくりに向けて、市民それぞれと行政が手を携え、今こそ10年先を見据えた新たな議論や取り組みが必要だと私は考えている。

（特活）市民活動情報センターは昨年、「第1回市民主権・地域主権フォーラム～新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして～」（2004年2月21日）を開催し、私はその中で「市民主権・地域主権」が当たり前に確立された10年後の社会を夢見て、提言を発表した。昨年に引き続き、市民活動情報センターが「第2回市民主権・地域主権フォーラム～「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成をめざして～」（2005年3月25日）を開催するにあたって、私が考える「市民主権・地域主権に基づく「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成システム」のあり方を提案させていただきます。

1. なぜいま「市民自治」「地域自治」「経済自治」なのか

市民ひとり一人や地域一つ一つの思いや事情を大事にすることがすべての原点であるとする「市民主権・地域主権」をベースに考えると、「自治」という社会づくりのあり方をあらためて見直す必要があるのではないかと考える。自治とは、「自分たちのことは自分たちでルールをつくり、守り、行っていくこと」とであると考えるが、それを「市民自治」「地域自治」「経済自治」という3つの側面から捉えなおすことで、新たな政策形成と社会経済の仕組みの再構築に向けた取り組み方策が鮮明になるのではないかと考える。

市民自治は「自分たち市民（個人・地縁組織・NPO・企業等）の活動を自律循環的に行うこと」、地域自治は「自分たち地域（市民・自治体等）の活動を自律循環的に行うこと」、経済自治は「自分たちの経済活動と税財政を自律循環的に行うこと」とであると私は考えている。そして、それら自治のあり方としては、次のような観点から議論し取り組みを進めていく必要があると考えている。

2. 「市民自治」と「地域自治」の政策形成にむけて

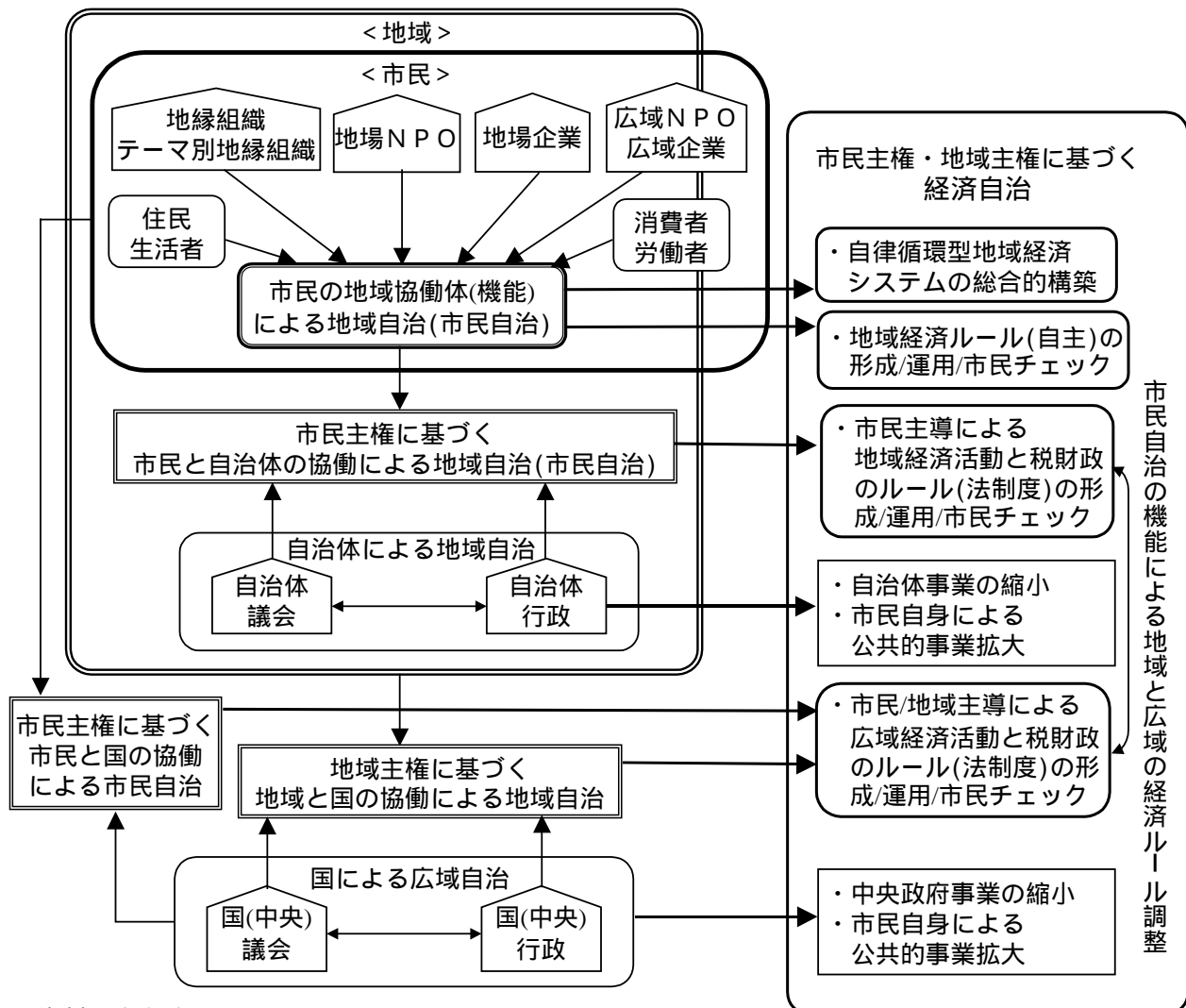
(1) 「市民の地域協働体」と「市民と自治体の協働」の自治

「市民自治」のあり方としては、「市民」が互いに違い(特性)を理解し尊重し生かしあいながら、自分たちの社会経済活動を自分たち自身でルールをつくり、それを守り、実践して行くような姿が理想である。ここでいう「市民」とは、個々人(住民・生活者・消費者・労働者)、地縁組織、テーマ別の地縁組織、地場のNPO、地場の企業、ならびに広域的な活動を行うNPOや企業などすべてである。そうしたそれぞれの市民の協働体(機能)のようなものを「地域」という面的な視点で捉えた場合のあり方が、「市民による地域自治」であるといえよう。

市民主権・地域主権に基づく

「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成システムの全体イメージ図

「自治」とは、自分たちのことは自分たちでルールをつくり、守り、行っていくこと
 「市民自治」は自分たち市民(個人/地縁組織/NPO/企業等)の活動を自律循環的に行うこと
 「地域自治」は自分たち地域(市民/自治体等)の活動を自律循環的に行うこと
 「経済自治」は自分たちの経済活動と税財政を自律循環的に行うこと



市民どうしの協働のみではできないことを地域レベルでは、市民が税金を集めて自治体（地方公共団体）をつくり、代わりに行わせるようにするわけであるが、地域自治のあり方には「市民による地域自治」の他に、「自治体（議会・行政）による地域自治」というものもある。だが、いまの日本の社会においては、本来あるべきだと考える姿と比較すると、「自治体による地域自治」の方が肥大し、「市民による地域自治」の領域を大幅に侵食してしまっているのが現状であり、その「自治体による地域自治」が昨今では財政悪化や体力不足などの形で疲弊し、様々な社会・経済的な課題が発生するようになっている。そうした中、「市民による地域自治」というものが再評価され、「市民と自治体の協働による地域自治（市民自治）」というものの必要性が叫ばれるようになっているが、長く領域を侵食されていた「市民による地域自治」は総じて空洞化傾向にあり、「市民の地域協働体（機能）」としての機能が弱体化する傾向にある。「市民と自治体の協働」を進めるためには、まず何より、個人、地縁組織、テーマ別の地縁組織、地場のNPO、地場の企業、ならびに広域的な活動を行うNPOや企業などの「市民」が、互いに協働体としての結びつきを作り直す必要があるのである。中でも、自治体への依存性を高めて自らも疲弊の傾向を持つ地縁組織やテーマ別地縁組織と、昨今新たに増幅を見せている地場NPOや広域的な活動を行うNPOとのつながりづくりが、「市民による地域自治」の再生にはなくてはならないものといえる。なぜなら、NPOの台頭は目覚しくその役割はますます重要となるが、地縁組織が地域社会の基盤を成し、これからも成し続けるという事実は変わらないからである。

（２）「市民と国の協働」と「地域と国の協働」の自治

市民自治、地域自治の再生を進めようとする中で大きな障壁課題となっているのが、国（中央政府）による広域自治との関わりである。本来あるべきだと考える姿は、市民どうしの協働のみではできないことを市民が地域の自治体に代わりに行わせ、地域（市民と自治体）と別の地域との協働のみではできないこと（広域レベルのこと）を、市民・自治体が税金を集めて国（中央政府）をつくり、代わりに行わせるようにするというのが基本である。つまり、「市民の地域協働体による地域自治（市民自治）」や「市民と自治体の協働による地域自治（市民自治）」がまずはじめにあり、「国（中央政府）による広域自治」が補完的な役割として存在する。だが、いまの日本の社会では、「国による広域自治」の方が肥大し、「市民の地域協働体による地域自治（市民自治）」や「市民と自治体の協働による地域自治（市民自治）」の領域を大幅に侵食してしまっているのが実態である。その「国による広域自治」が様々な側面で機能の限界や制度疲労を起こし、国が持つ権限・財源の既得権益により、市民自治、地域自治の再生を阻害することさえも起こるようになっている。

そうした中、昨今、地方分権や民間活力向上などの政策が一部模索されているが、それらはあくまで部分的な取り組みであり、肥大した「国による広域自治」の領域を適正に戻すまでにはなっていない。地方分権、三位一体改革の議論は、「自治体の地域自治」と「国の広域自治」という行政間の権限・財源の分捕り合戦のように見えることもあり、そこには「市民自治」「市民の地域自治」としての市民の姿は見えない。市民・民間の力を生かす取り組みとして、PPP（公共サービスの民間開放）市場化テスト、指定管理者制度などの政策が進みつつあるが、市民に対して根源的な意味での権限を譲り渡すようなレベルの取り組みには今のところまだ至っていない。国主導で進む市町村合併とそれに伴う地域自治組織創設の取り組みは、地域自治の有り様を大きく変え、「市民の地域協働体による地域自治（市民自治）」や「自治体の地域自治」の機能を一層空洞化させてしまう恐れもはらんでい

る。こうした昨今の一連の取り組みを見る限りでは、国がその肥大した権限・財源を根源的に自ら手放すような動きにはなっていないのである。

こうしたことから、現状の克服のためには、「自分たちのことは自分たちでルールをつくり、守り、行っていく」という自治の力を市民、ならびに地域（市民と自治体）が自ら高めていくことが最も重要といえよう。市民ひとり一人に身近なところからの市民自治力、地域自治力の基盤を強化することで、「市民と国の協働による市民自治」や「地域と国の協働による地域自治」を具現化することができ、それによってはじめて、肥大した「国による広域自治」の領域を適正に戻すことができるようになるであろう。

3. 「経済自治」の政策形成にむけて

今回の「第2回市民主権・地域主権フォーラム」では、『「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成をめざして』というテーマを掲げることとした。市民主権・地域主権に基づく「市民自治」や「地域自治」については、様々な形で議論され取り組みがなされているが、それらを「経済」という視点から捉える取り組みは、これまであまりなかった。それは何故か。「自治」という社会づくりのあり方に対して、経済の原則は自治であることが当たり前、という理由もあろう。だが、いまの日本の社会における経済活動は、本当に「自治」の状態にあるといえるであろうか。私は否と思うのである。自治というものが「自分たちのことは自分たちでルールをつくり、守り、行っていく」というものであるとすると、国（中央政府）主導で作られる経済活動と税財政のルール（政策・法制度）、時代に合わなくなった形骸化したルール、国と市民・地域との間の権力構造を基にした上からの通達や暗黙のルール、肥大し既得権益を持った国や自治体関連の公共事業・公共サービス、経済の広域化・グローバルスタンダードの流れによる地域経済の独自性や自律循環性の喪失などといった現状を見る限りは、経済活動が「自治」の状態にあるとは決していえない。そうしたことから、私は、敢えて経済活動にも「自治」というあり方が今一度必要だとの理念を持ち、「経済自治」という社会経済のあり方を提案したいと考えるのである。

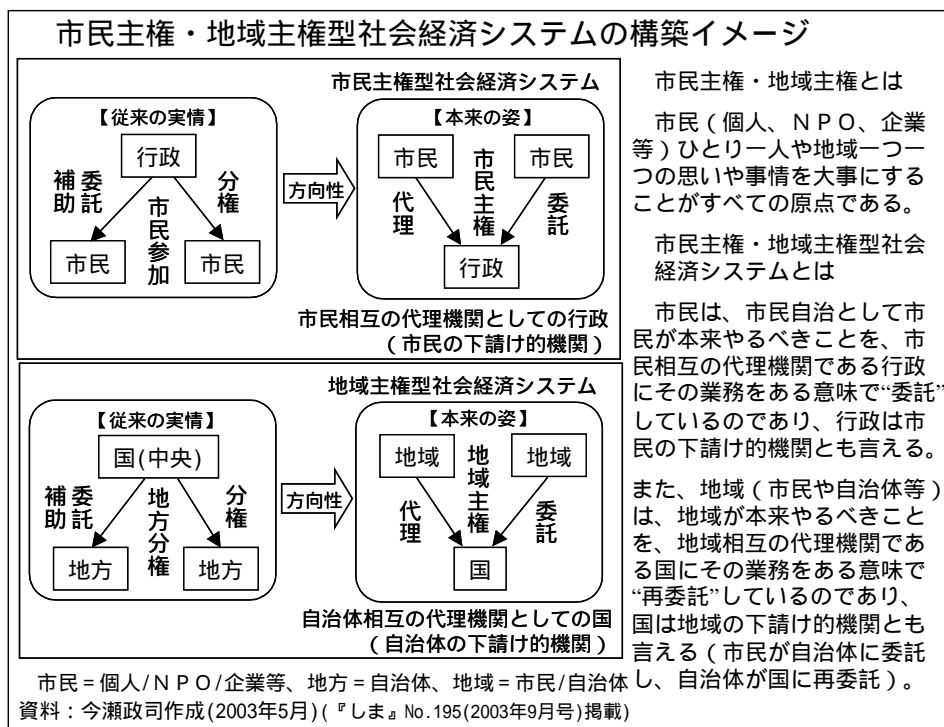
先に述べた「市民自治」「地域自治」の今後のめざすべき方向について、「経済自治」の観点から見た場合、「市民の地域協働体（機能）による地域自治（市民自治）」では、市民自らが自主的な地域経済ルールをつくり、運用し、それを市民自らがチェックするような仕組みが必要となる。経済ルールには、自主的なものの他、法制度によるものがあるが、「市民と自治体の協働による地域自治（市民自治）」を進めることで、市民主導による地域経済活動と税財政のルール（法制度）の形成・運用・市民チェックという「経済自治」の仕組みが実のあるものとなる。そして、それがあってはじめて、「自律循環型地域経済システム」というものも総合的に機能し構築されるようになる。

かつて、私が調査研究を担当した『近畿地域における「自律循環型地域経済システム」の構築に向けた調査研究』（近畿経済産業局発行、(株)大和銀総合研究所調査協力、2001年3月）において、「自律循環型地域経済システム」とは、『様々な地域資源が地域コミュニティの中で循環することで需給関係が創出され、域外との交流が活発に行われる開放性の高い「開かれた域内循環型の地域経済」であり、かつ、市民一人一人が地域経済や事業経営をどうすべきかを自分自身の頭で考え、自分自身の力によって主体的・主導的に行動し、他者とも対等の立場でパートナーシップの協力・協働関係を築きながら活動する「市民主導による自律型の地域経済」である。そして、それは環境にやさしく、生活者・個人を重視した社会経済システムをベースとしたものである。』と定義した。

また、国（中央政府）との関わりでは、「市民と国の協働による市民自治」や「地域と国の協働による地域自治」を推進することが、市民主導・地域主導による広域経済ルールの形成・運用・市民チェックという「経済自治」の仕組みを具現化させていく。経済のグローバル化の方向がある中で、地域経済と広域経済のルール調整についても、市民自治の機能があってはじめて適切にバランスを保つことが可能となる。こうした「経済自治」の模索が、自治体や中央政府の事業縮小や市民自身による公共的事業拡大を大きく進めていき、新たな経済産業活動の創出や既存産業の活力向上、ならびに税財政の基盤強化を増幅的にもたらす可能性を秘めているのである。

最後に

このように「市民自治」「地域自治」「経済自治」という3つの自治のあり方は、相互に表裏一体の関係を持っており、それら自治の社会づくりの模索こそが、市民ひとり一人や地域一つ一つの思いや事情を大事にした「市民主権・地域主権」に基づく政策形成や社会経済システムの再構築を図ることにつながるのだと、私は考えている。



参考文献

- 今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回 市民主権・地域主権フォーラム～新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして～開催資料』(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日
<http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/> (2005年3月25日現在)
- 今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民優位の協働政策～」『市政研究No.143』大阪市政調査会、2004年4月
- 今瀬政司「『市民主権』の確立をめざして」『生命の樹のある家』(財)たんぼぼの家、2003年
- 今瀬政司「次代を担うNPOの可能性」『しまNo.195』(財)日本離島センター、2003年9月
- 今瀬政司「NPOと行政の協働政策ブームの検証」『大阪NPO通信むすびVol.58』(特活)大阪NPOセンター、2004年7・8月
- 『近畿地域における「自律循環型地域経済システム」の構築に向けた調査研究』近畿経済産業局発行、(株)大和銀総合研究所調査協力、2001年3月
<http://www.kansai.meti.go.jp/7kikaku/npo/> (2005年3月25日現在)

『『地元学』からはじまる自治と協働』

吉本 哲郎（地元学協会事務局長、地元学ネットワーク主宰、水俣市役所教育委員会生涯学習課長）

今まで遠くを見てまちづくりとかをやってきたようだ。遠くに素晴らしいこと、幸せがあると思って、足元、近くを見ていなかった。とは言いながらも、今までは足下を調べる手法がなかった。行動のために「誰が、何を、どのように、なぜ」を考えていく。この中で「なぜ」そんなことをするのかという志にかかわるところと「どのように」という方法論が重要だと思う。方法論なき目的だけの議論は空論だからである。このことから、わたしは、「なぜ、どのように、誰が、何を」の順番で考えたほうがいいとさえ思っている。地元で学ぶ地元学は、地元を見つめ直す手法の提案でもある。この地元で学ぶ地元学には前提がある。

1. 地域の持っている力、人の持っている力を引き出す

地元学は、地域の持っている力、人の持っている力を引き出すことにある。「驚いて、質問すること」により引き出していく。驚いて質問すると、質問された方は答えることで自覚が生まれていく。「こんなことに驚くのか」とか、「いざ、聞かれてみると答えられない」、「あたりまえって、あたりまえじゃないんだ」とかの気づきが始まる。

2. 地域づくりに加えて、ものづくり、生活づくり

地元学は、地域づくりに加えて、ものづくり、生活づくりを進めることを原則にしている。地域づくりや、まちづくりなどが、みんなでやるもの、どこか誰かがやってくれるものになりがちなことから、依頼心を避けるために、ちゃんと「もの」をつくりましょうと呼びかけている。また、自分の生活をどのようにしていくかも大事ではないかと思い、「生活づくり」もやりましょうとしている。

生活づくりの中で大事なことは、家族づくりだ。水俣病患者の杉本栄子さんが教えてくれた。栄子さんは、伝染する病気で誤解され「村の中を歩くな、うつる」と村人から言われ、様々ないじめにあった。台所で泣いていると子供たちが、「母ちゃん、泣くな、母ちゃんが泣くと、おっも（俺も）泣こごたる（泣きたくなる）」と言って支えてくれた。動かない手のかわりに小さな子供たちの小さな手が運動会で食べる握り飯をつくってくれた。子供のおかげで生きられた、という。

杉本栄子さんの経験に学び、家族づくり、ひいては生活づくりを進めたいものだ。

「自然、生産、暮らしの三つがつながり、常に新しい物を作り出す力を持っている地域に」

湯布院で木工アトリエ・トキを主宰する時松辰夫さんは言う。「自然と生産と暮らしがつながり、常に新しい物をつくる力を持っているのが、いい地域や町だ。今は物を作る力が弱くなっているのではないか、その原因は考える力が弱くなっているからだと思う。さらに、考える力の弱さの原因は調べる力が弱くなっているからではないか、調べ、考え、作ることを繰り返していないように思える。

水俣に若い人たちを含め、いろんな人たちがやってくる。その中の一部に次のような共通点が見受けられる。「町に住んでいる。一人っ子か二人っ子。頭がいい。でもお手伝いができない。他人が仕事をしていてもただ見ているだけ、それは先が読めないからだろう、頭の中の知識が実際の仕事などに結びつかない。母親との関係が良くない。海や山川で遊んだ経験がない、もしくは少ない。冗談を言わない、言ってもおもしろくない。アトピーなどのアレルギーを持っている人も多い。」

驚いたことに水俣の町中に生まれ暮らした人たちの中にも似たような人たちが出現している。私たちが豊かさを求めて努力してきた結果が、これだけだとは思いたくない。でも、なぜこんなことが起きたのかは考える必要がある。

私には、自分の力で生きる生活技術とか、自然と遠く離れて暮らしてきた結果がもたらした現象であるように思える。自然と生産と暮らしがつながるいい町に向け、常に工夫という創造の翼を日常に広げたいものだ。

3. 地域のことを知っているようで、よく知らないものだ

地域のことを知っているようで、よく知らないものだ。例えば、自治体内でも足元のことをよく知らない場合が多く見られる。企画課の職員が地域をよく知らないし、農業振興課が農業や農村のことをよく知らない。商工観光課が地元の企業についてよく知らない。住民も、足もとのこと地域のことを知っているようでよくは知らないものだ。なのに、知っているつもりで話が進む。物ごとが決まっていっていき。滋賀県のとある地場産業振興センターではよく知らない地場産業をひとつひとつ訪ねて調べなおし、それまで外部に頼み外のモノを販売していた産業祭を全部地場産に変えた。

4. 地域の暮らしを楽しむこと

過疎と称される地域がある。歩いている人が少ない商店街がある。欠けているのは、産業社会の再編のほかに、地域の暮らしを楽しむことだと思う。地域の暮らしを、住んでいる人たちが楽しめない限り、将来はないと思う。

5. 結局は自治（自分のことは自分でやる）の問題、でも実は日頃の態度の問題

私は、自治とは、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちでやる意味で把握している。その領域は公・共・私に別れるが、その領域のうち共の領域がやせ細り、公と私がぶつかりあっている。自分たちのことは自分たちでやるのが少なくなっている。

5 - 1. 自治に必要なこと

自分たちでやるために必要なことがある。水俣でやってきた経験から「ルールづくり」「世話人（事務局）」「足元を知る」ことの三つである。

私は、市町村の自治は地区コミュニティの自治がしっかりしていないと成り立たないのではないかと考えている。これまで地区コミュニティの自治を育ててこなかったのは、村は古い、封建的であるとして、一部の知識人や運動家が村落共同体を全否定してきたせいではないか、縁あって私は、2001年3月までの2年3ヶ月無報酬の自治会長を引き受けることとなった。驚いたり感心したりの2年間だった。村の会則が改正されていない、だから常に話し合いをしなければならない、その話し合いを見ていると、ルールがそれぞれの頭の中であって共有されていない、ルールになっていないことに気づいた。

頭の中にそれぞれにあるルールを引き出し、言葉ではなく文章にし、みんなで決めて共有すること、これが「ルールづくり」である。

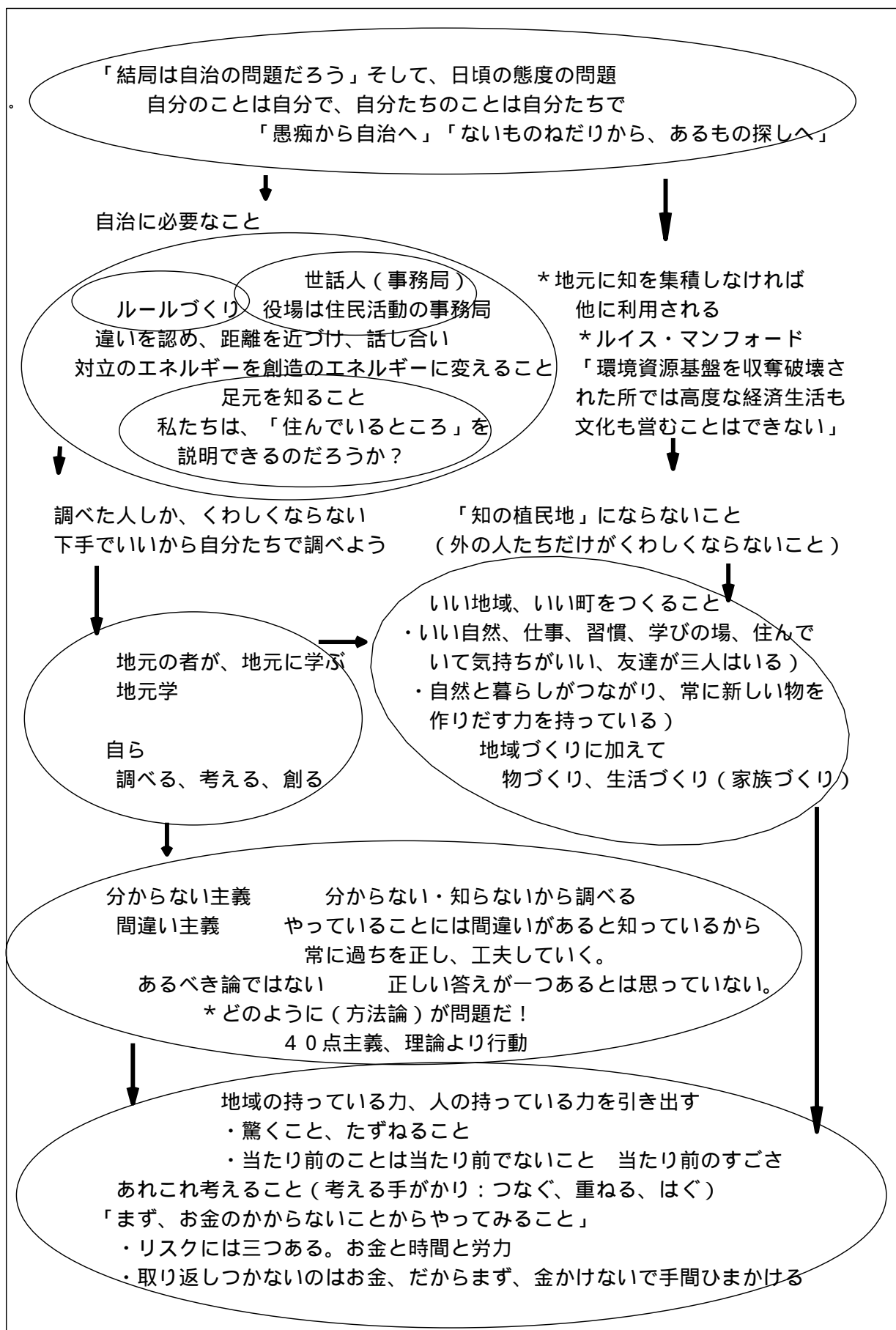
そのためには、「世話人（事務局）」が必要になる。会長とか、自治会の役員は名誉職ではなくて村の人たちの活動を世話する世話人でありたい。でも、自治活動をやっていると村の総会や敬老会などの案内状を出したり、会議を記録したりなどの事務が村人たちは不得手であり、コピー、ワープロ、電話、輪転機などが不足していることに気づく。これらの事務局機能がしっかりしていないと自治は機能しないと思った。水俣では、地区の自治的組織「寄る会みなまた」など住民の自治的な活動を支える事務局機能を、地区に住んでいる市職員が応援する形でコトを進めてきた。

次に大事なことは、「足元を知る」ことである。これまで、ないものねだりに特化した村づくり地域づくりとかをやってきたように思える。しかし地元にあるものに目が行かなくなった結果、いつしか、村のいい風景は失われ、お金の関係でしか人とつながらなくなってきた。足もとを知ること、足元にあるものの確認なしに自治は成り立たない。

もう一つ大事なことがある。それは対立を創造のエネルギーに転換することである。

「違いを認め合い、距離を近づけて、話し合い、対立のエネルギーを創造のエネルギーに転換していく」ことの大切さに気づいたのは、私の家だった。母は水俣病患者の悪口を言っていたので私は20年間「そんなことを言うな」と言い合いしてきた。でも悪口を止めることはできなかった。止まったのは、水俣病患者に会わせてからだった。私はその経験を持っている。1991年春に水俣病患者で網元の漁師杉本雄さん、栄子さんと母が私で初めて出会い、それから一言も悪口を言わなくなった母親を見て気づいたことがある。それは「距離を近づけて、話し合い、対立のエネルギーを創造のエネルギーにかえていく。そのためにはお互いに違うことを認め合うこと」だった。

図 自分たちのことは自分たちでやるために 自治の見取り図
 ルールづくり、事務局（世話人）、足もと（あるもの）を知る。違いを認め合い、
 距離を近づけ、話し合い、対立から創造のエネルギーに転換すること



人の集まり方

人の集まり方には三つあると思っている。血縁、地縁、テーマ・コミュニティである。

血縁は親戚や親類のこと。それはいざというときに役立つ関係。地縁は地域共同体だが、生まれも育ちも宗教、政党支持も趣味も男も女も老人も子供もいっしょに住み、そのままではバラバラなので一体感をつくるために過剰な人間接触を持つ傾向がある。また、似たような所、例えば隣の地区、村、町、市、県、国などに、過剰な対抗意識を持つ特徴がある（「縦社会の人間関係」1971、中根千恵より）。でも、地域共同体の最大の特徴は「違う人たちがいっしょに住むノウハウがある」ことだ。

「テーマ・コミュニティ」は、 を守る会などのテーマを同じくする集まりだ。特徴はテーマが変わったり、相容れなくなったりすると地域共同体と違って簡単に分裂することだ。またテーマはそれぞれに正しさで理論化され、明確な対立軸を設定していることだった。創造のエネルギーではなくて対立のエネルギーが強い。そのために似ているところを「自分たちのほうが正しい、そっちはおかしい」と攻撃していく傾向にある。「私も正しい、あなたも正しいけど」にはならない。また、所属している人たちは地域否定の傾向も強い。水俣で起きたことの一つだけど、地域社会に強いテーマを持ち込むと地域が分裂することになる。

足元を知ること、対立のエネルギーを創造のエネルギーに転換していくこと、そのために地元で学ぶ地元学はある。

5 - 2 . ルールづくりについて

岩手県陸前高田市で「りくぜん高田学」をやっていたときのことだった。村を流れる小川を見ると、村の人たちはいう。「昔より汚れた、水も少なくなった」なぜ汚れたのか？いつからなのか？聞いた。「ビニールパイプが登場してからだ」と村人たちはいう。それまで村の中の小川は飲んだり、洗いのものをしたり、お風呂の水を汲んだりする場であった。だからみんなが使う水だから大事にしていた。川べりには水草があり、魚たちもいた。そんな暮らしの中に水を大事にする約束事、暗黙の了解や掟が生まれていった。しかしビニールパイプの登場により、サッと家に水が引けて便利にはなったけど、サッと排水も川に流すようになり、村の小川はいつしか汚れていった。

このことで気づいたのは、村には「暗黙の了解、村の掟、村の不文律」があることだった。その特徴は、文章になっていないこと、それぞれの村人たちの頭の中に伝統としてあることだった。しかしながら、車やテレビ、ビニールパイプなど、新しい物が登場するときに、使い方などの新しい生活ルールをつくり、みんなで共有していないことだった。このほか、山に栗があり、村の人たちは誰でも取ってもいいのだが、朝日があがってからでないとは取ってはいけないという厳しい掟もあった。

高度経済成長期は新しい物があふれるように入り込んできた時代である。ほかにも考え方や技術などが入り込んできた。遅くなったとはいえ、使い方などの最低限度の生活ルールを文章にし、みんなで共有していく必要があると思った。

地区環境協定

水俣では「地区環境協定」という制度をつくり、環境に関する最低限の生活ルールを定め、文章化し、住民の間で印鑑を押して共有している。26の地区のうち6つの地区が結んでいる。

内容は水源の森づくり、水をきれいにする、資源ゴミの徹底、不法投棄防止のパトロール、庭石にする沢の石は村の合意なしには取らせない、林道などの道づくりは村に相談してくれ、などである。

5 - 3 . 事務局（世話人）について

自治会会長を2年間引き受けたときの仕事は、神社や、公民館、道の美化清掃、村の入口に村全体の門松を立てること、その後片付け、十五夜の綱引きとそのためのわら集め、わら練り、どんどや、それに村の総会と新年会などである。加えて、村中の道に木々が覆い被さっている場合の伐採の手配、電話電線へ倒れないようにNTTへの連絡など、実に多くの行事と村仕事があった。

でも、最初の役員決めの会議は私にとって大混乱だった。

私「あの、三つの組から二人ずつ、運営委員が出て、委員長などを決めることになっていますけど、6人しかいないのに、規約では11人役員が必要ですね、どうなっているんですか？」

村人「ああ、それは婦人会を入れた」

私「あのう、規約ではそうなっていませんが？」

村人「それは、規約を変えればいい。」

私「あの、私は、今監査を今やっているんで、運営委員にはなれないんですけど」

村人「ああ、それは替われればいい」

村の規約を誰がつくったのか調べたら、今は亡き親父だった。それ以後規約改正されずにきたわけである。鉛筆で斜線を引いて訂正してあるのみだった。このほかにも村の公民館の使用料、机、ガスなどの使用料について、よく分からずにいつも話し合っていた。私がまずやったことは、村の規約改正だった。ある村人は、こんどの村の総会はもめて時間がかかるかもと心配していたけど、次のように説明して30分で決まった。

「この村の規約は、困ったときに見るためにあります。だから普段は見なくて結構です。運営委員で集まって話し合い、難しくつくりました。」

このほかにも、公民館の利用規則を定めてもらった。くわしい村人は誰かたどっていくと、驚いた。公民館の使用料に関するくわしい約束事は私の母親の頭の中にあっただからだ。そして言う。「村の人は全部知っているはずだ」と。「知っているのは、あんただけだ」と言ってしまった。母親の頭の中にあっただ公民館と器具利用のルールをつくり、公民館に貼った。次に薄原地区環境協定を定めた。よその人たち、やくざだけど、沢から庭石をとりきて村の人たちは困っていた。取ってくれるなという若い者やるぞと脅された。それで、「村の合意なしに、庭石はとってはいけない」などの約束事を書いてみんなに印鑑を押してもらった。やくざの庭石とりはおさまった。

言いたいことは、村の自治というものは、会議のお知らせ、記録、印刷、配布など、世話人がいないと成り立たないことだ。私は村の活動の世話にあたることを事務局だと思っている。自治会長なるものは、村の自治会活動の世話人なのだと思う。もっといえば、事務局機能がしっかりしていないと村の自治はしっかりしないし、水俣市という市町村自治体の自治もしっかりしていないのではと思った。

その意味で、役場というのは、住民活動の事務局だし、サポートセンターの役割も持っていると思う。だから、水俣では行政参加ということできっしょにやってきた。

意識に頼るやり方ではなく、仕組みをつくること

役場が住民活動の事務局であり、サポートセンターであることと同時に大切なことがある。それは「意識に頼るやり方ではなく、仕組みをつくるのが行政の仕事だ」ということだ。えてして、ものごとが進まないのは住民の意識のせいにしたがる傾向がある。

「水俣では、水俣病事件が発生して、住民の意識が高かったから、23種類もの住民によるごみ分別が出来たんですね」とは、ある視察者の感想だ。確かにその面もあるかもしれない。でも待てよといいたくなる。「では、あなたのところで、高度な分別をやらないのは、住民の意識が低いからですか？ そうじゃなくてあなたがやればいいんじゃないですか？」水俣の23種のごみ分別は、意識が高かったからできたのではない。仕組みをつかって説明して実行し、2~3ヶ月やってみたらなれてきて、視察が来るようになって意識が高くなった。その先進的な取り組みを、取材してもらうことで、取り組みに参加する人たちが自分たちのやっていることについて、自信と誇りを持つようになった。取材や視察は客観的に認識できるきっかけになった。

役所の仕事は、やる気という、住民意識に頼らずに、「なぜ、どのように、誰が、何を」を明らかにする仕組みを作って、説明して、果敢に実行に移すことだと思う。

5 - 4 . 足もとを知ることについて

でも結局、日頃の態度の問題だと思う。普通に、自然や暮らしに耳を傾け、地元のことを見てまわり、当たり前にあるコトやモノに驚きのまなざしを注ぎ、問いを発して自分の言葉で語ることをやっていないと、いざというときには間に合わない。この浅く広く日常的に調べていくことを基礎的基盤的な地元学と呼んでいる。もうひとつ、入り口を決めて深く調べる地元学を、地元学の応用とか役立つ地元学などと呼んでいる。地元学に学ぶ地元学は二つあることになる。

5 - 5 . 地元学は、わからない主義、間違い主義

地元で学ぶ地元学は「地元のことを知っているようで良く知らない、よくわからない、住んでいるところがどんなところなのか、意外と説明しにくいものだ」ということに気づくことから始まる。良く知らない、よくわからないから調べる。ここから地元学はスタートする。だから、地元学は「わからない主義」になる。何が分からないかを知ると、調べることができるようになる。

私は、何回か海外にでかけたことがあるが外国に行くたびに、日本、九州、熊本、そして水俣のことについて知らないということを知らされてきた。さらに、私の住んでいる45世帯の集落、薄原のこと、それだけでなく、私の家のことを、そして父や母のやってきたことを知らないことを思い知らされた。それからである。家のことから調べ直したのは。

行動が生まれない側面に、「私は何が分からないかを知らない」ことがあげられると思う。また、話を大きくしすぎるきらいがある。例えば、過疎の話である。住んでいる人たちの会話に、日本の農村政策がまちがったからだなどがある。確かにその側面はあるにしても、「では、どうするのか」を聞くと分からないという。

過疎に見舞われた地区の問題としてどんな問題があるのか、過疎という現象が自分の住んでいるところではどんな姿・形になって表れているのか、それはどんな問題として解けばいいのか、問題づくりがなされ共有されていない。単なる愚痴に終わってしまいがちである。まずは、自分の住んでいるところでどうすればいいのか、調べることが大事だと思う。それからである。自分たちだけで解けない大きな問題があり、どうすればいいのかはわかるのは。

それから、地元学は行動主義である。理論より行動である。40点主義である。100点を目指して動かない理論ではなく、40点からの行動を目指す。やりながら考えていく。だから「まちがい主義」である。だけど完璧なやり方はないはずである。だから、常にやっていることを見直し、反省し少しずつ工夫していく進め方である。

5 - 6 . 水俣だったら「水俣づくり」 地域づくりではなくて

地域づくり・まちづくりという言葉が全国を当たり前に飛び交っている。

しかしながら、私は水俣では地域づくりはやってこなかった、と言い張っている。

なぜなら「水俣づくり」をやってきたからだ。どこにもあるような地域づくりをやってきたわけではない。水俣づくりをやってきたと思っている。すると、では水俣とはどんな水俣なのか、が問われる。その問いに答えられないこと、水俣をよく知らないことに気づく。

地元学は、水俣の風土と暮らし、その成り立ちと移り変わりの歴史を自ら調べ自覚していくものでもある。自覚なくして自助努力は生まれないし、自助努力なくして発展はないのである。地域を自覚することから、真に足もとに地のついた取り組みが可能になると思う。

6 . 三つの経済、三つの豊かさ

「豊かさってお金だけじゃないよな」

そういわれると「では、何ですか？」と聞きたくなる。聞いても答えてくれないので最近言っていることがある

「経済には三つある、お金の貨幣経済、結いもやいななどの共同する経済、そして自給自足の経済だ。」

これまで学者の多くは、データのある貨幣経済だけしか扱ってこなかった。そしていつか豊かさとお金を持っていることだと思い込むようになってしまった。

お金と物を追いかけてきたこれまでを振り返ってみると、思い出の海、山、川が埋め立てられていたり、なくなっていたりしていることに気づいてしまう。「私たちは何をしてきたんだろう、何をしているんだろう」

経済には三つあるのだ。三つの経済の総和が本来の経済的豊かさであったはずだ。

村人はいう「昔は人がたくさんいて面白かった、田植えや稲刈りの済んでいない所にはみんなで手

伝いに行ったり、家建ての時には100人くらい集まって手伝ってくれたりしたものだ・・・」

村の暮らしを見ていると、稲刈り、家建て、タケノコ掘りなどで互いに手伝いあい、支えあって暮らしている。また神社や道路の草払い、用水路の管理などを共同してやっている。お互いに手伝いあう「結い」、共同して事にあたる「もやい」、このほか、講、物々交換などもある。

また、家庭菜園がそれぞれにある。調べてみると大体20種類から多いところでは30種を超す野菜をつくっている。しかも自分で食べているものだから安心安全なものである。しかも、倍近くつくっていて、食べきれず、村の人たちや親戚にタダで配っている。時期になると村中プレゼントだらけの光景になる。驚いたことに花もいっぱいつくっている。家庭菜園の中にある。使う花である。仏さんやお墓、そして自分も楽しみ、道行く人の目も楽しませている。使い花である。買うとお花は高いのである。だから自らつくるのである。

町に住んでいる若者はいう「水俣にはコンビニがない！」私は答える「海と山と川は無料のコンビニだ、ただし、獲る技術がいるけど」

私は、地域共同体、いわゆる村と呼ばれた地域共同体を全否定してつくった都市型社会には危ういものを感じてしまう。資源ごみの住民による分別は地域共同体の自治がしっかりしていないと成り立たないと思うのだが、村社会を全否定してつくった社会では、今、子供の荒れ、学校の荒廃などにあられ、しっぺ返しを受けているのではないか、そう考え込まれてしまう。またお金とはつくることの省略ではないかと思っている。自ら作らない人たちが生活者としてではなく消費に特化した暮らしをしている。お金で買い求め自ら作らない暮らしは何かはずれていくような気がしてならない。

エコハウスづくりとかができないか考えている。地元の素材でつくる家、リサイクル材を活用する家、床、壁、屋根という必要最小限でつくる家、そして自分でつくりたいと高くなる家である。友達が手伝ってくれて、「あなたが家を作るときには手伝います」という地域通貨「結い券」を発行したり、家をつくるのを面白い人たちを集めてみたい。そこにはもともと村の仕組みにあった結い、もやい、講、物々交換などが現代によみがえっているはずだ。

それはおそらく新たな人の関係づくりを促していることだろう。

まとめにかえて

集まって住むという定義において村もまた町である。しかし、私たちは集まって住むという村のノウハウを未成熟なまま、町またはメガロポリスをつくってきたのではないか、だとしたら、まだ日本が痕跡のように残っているへき地や偏狭の村に再び学びなおすことから始めたい。どんな新しいことも、日本の伝統に響きあって接木されてきたのだと思う。であれば、NPOとか、協働とかは、日本のどの伝統に響きあうのか知りたいものだ。そう思う。

松原 明 (シーズ = 市民活動を支える制度をつくる会事務局長)

1. シーズについて

- ・ 1994年11月に設立
- ・ 現在、約200の市民団体がメンバー
- ・ シーズの目的は、3つの制度をつくること
 - 市民活動団体が簡易に法人格を取得
 - 1998年にNPO法が成立・施行(2003年に改正)
 - 市民活動団体への税制支援措置
 - 2001年に認定NPO法人制度施行(現在改正運動展開中)
 - 市民活動団体の情報開示制度
 - 1998年のNPO法にセットで成立
- ・ 全国のNPO支援団体のネットワーク「NPO/NGOに関する税・法人制度改革連絡会」の世話団体として、制度改革に取り組んでいる。
- ・ 公益法人制度改革の議論では、2003年2月から6月にかけて、NPO法人制度を公益法人制度と統合して廃止するという政府案に対して、反対。
 - NPO法人制度は一旦改革の対象外に(2004年12月閣議決定)

2. 市民自治について

- ・ よく分からない「市民自治」「市民主権」「地域主権」「市民主導の政治」etc.
- ・ 市民自治を考える時の2つのアプローチ
 - 中央政府(国会)・自治体(行政・議会)を通じての「市民自治」
 - 市民社会を通じての「市民自治」
- ・ 中央政府(国会)・自治体(行政・議会)を通じての「市民自治」における2つのポイント
 - 市民・NPOの政策実現力
 - 中央政府(国会)・自治体(行政・議会)の提案受容力

3. 市民・NPOの政策実現力

- ・ 現状の確認 代議制民主主義の限界～選挙を超えた方策が求められている
- ・ なぜ「形成力」ではなく、「実現力」か
- ・ NPO立法法の経験から
 - シーズの確認(立法事実)
 - 政策の立案(解決策の企画・検討)～争点の明確化
 - 政策の社会化・支持基盤の拡大、政策の正当性・必要性の普及・啓発
 - マジョリティの獲得と利害調整～与件としての国会議員

4 . 中央政府（国会）・自治体（行政・議会）の提案受容力

（１）中央政府（国会）

市民&議員立法、請願、政府の審議会といった伝統的手法
パブリック・コメント、構造改革特区、自然再生推進法、環境省「NGO/NPO・企業環境政策提言」事業など新しい枠組みが生まれてきている。

（２）自治体（行政・議会）

条例制定・改廃の直接請求制度
パブリック・コメント、電子自治体、住民委員会、住民投票条例や市民参加条例といった新しい制度
NPOの提案事業を受ける協働の仕組みの構築
指定管理者制度や景観法といった新しい協働の仕組みの誕生

5 . NPOと自治体の協働について

（１）協働の効果

市民社会の課題解決力を強化すること
行政を構造改革し、より市民ニーズに合ったサービスを行えるようになること
自治体への市民参加を促進する

（２）新しい協働の仕組み

委託事業における公募提案方式
公募型補助金
予算編成課程への提案事業の公募制度
市川市における1%条例 など

（３）協働の課題

・行政側の問題点

NPOと行政との相互理解の不足
特定のNPOだけとの関係が強くなりがち
NPOの下請化
各行政主体間の役割の違いが不明確
パートナーとしての選択基準が不明確
行政の縦割り
NPOと行政との役割分担が不明確

パートナーシップの効果が不透明

NPOの業務遂行能力に対する不信

担当者によって方針が変わる

地方分権の進展により、国、都道府県、市町村で政策が違うことが増えてきている

・ NPO側の問題点

行政の仕組みについて理解が不足している

行政の力を過大評価しすぎ

担当者に依存しすぎる点がある

独立性が十分確保できていない。継続性に課題がある。

専門性や実績・事業遂行能力など行政を納得させられるものを準備していないことがある

プレゼンテーション力や企画力、積算の能力などに課題がある

行政のメリットを考えないで「良いことだから」という提案が多い

会計処理や事業成果の報告（データの収集・整理・分析など）の能力が不足している場合がある

2者関係で協働を考えがち

6 . 今後の方向性

・ 議会の役割の見直し

・ 自治体間での市民・NPOと一緒に協働の仕組みの構築

・ 政府・自治体の受容力と市民・NPOの実現力のアップ・仕組みづくり

石井 亨（廃棄物対策豊島住民会議、香川県議会議員）

財政破綻の中で延命術に終始する自治体論、地方自治体は蘇生を議論できない。自治の蘇生とは何かを考える

延命術の限界(地方分権・行財政改革・市町村合併・三位一体改革は延命術の域をでない)

1. 自治体を取り巻くお金の行方

1000兆円の借金

国民総資産に逼迫

税収の2倍の消耗

42兆円の税収 20兆円の借金返済と20兆円の社会保障 あとは総て借金

担税力3000億円 4500億円の一般会計(香川県の場合)

日本だけではない人口減少

市場縮小により経済成長の可能性は消える

社会保障の破綻

若者の就労現況と団塊の世代のリタイヤ

地方のプライマリーバランス

崩壊寸前 地方交付税が絶対条件

交付税は無限か

借金原資の枯渇 金融機関にお金はあるか

もう一つの負債 = 双子の赤字とドル買い支え

100兆円の双子の赤字を支えた1000兆円の借金

2. 処方箋としての三位一体の行方(分権)

財源移譲の進行

移譲の際の目減り 結果として地方財政の硬直化

責任は増大

業務の増加 結果として地方財政の硬直化

地方自治体の法律上義務は緩和されず

財政硬直化の打開策無し

3. 処方箋としての合併の行方(合理化)

地方制度調査会が目論む10万人基礎自治体

市町村合併は市の都道府県化

道州制は、国の出先と都道府県の正面衝突 地方の政府化

大型化は過疎地・小社会のニーズを置き去りにする(空洞化)

4 . 多様化する自治へのニーズ

地方自治体を信じない政府

未熟な政策形成能力 国の出先機関として機能してきた

地方自治体を信じない住民

住民の意向を反映しない 国の出先機関として機能してきた 自治体の機能は脆弱

市町村よりももっと小さな単位での自治 (介護等の繊細さを求められる分野)

市町村事務

広域事務組合・広域連合

都道府県 道州

府県広域事務組合・広域連合

(瀬戸内海環境保全など府県エリアまたは道州がカバーできない分野)

5 . 蘇生術を語れない自治体

自治ではなく依存関係

住民 市町村 都道府県 政府

地方議員は地域利益代表

地域利益代表としての議員を選ぶ有権者

6 . 蘇生術 (自治の実現 自立と自律)

自らの責任と負担の下に課題を克服しあるいは必要なサービスの受給を確保する

自治体当事者としての2つの参画の課題 (両輪)

直面する問題解決のための2つのアプローチ

(1) 政策立案への参画

(2) 自治体をつくる (直接必要機能を作り出す)

地域社会への分権 (過疎社会)

過疎地 地縁による共同体の復権 自治の原型

分野ごとの分権 (過密社会)

都市部 NPO

今後の課題 (過疎社会の課題 豊島を例として)

信頼と奉仕だけでは維持できない

独自の財源確保または、通貨にかわるサービスの固定方法

民主性 公平性の確保

意思決定機構の透明性 公開性の確保

専門知識の不足

専門家との連携

第2分科会「地域自治と政策形成」：話題提供者レジュメ

絹川 正明 (地域共生研究所所長、元関西電力(株)社会貢献担当)

1. 自治会組織の現状

(1) 典型的なニュータウンの自治会(絹川が自治会長を務める「竹の台1丁目自治会」の概要)

用途地域	第一種低層住居専用地域(「建築協定」締結済み)				
建蔽率・容積率	建蔽率 40 パーセント 容積率 60 パーセント				
高齢・少子化率	・高齢・少子化の状況(各平成 15 年度統計)				
		1 丁目	西 区	神戸市	全 国
	高齢化率(65 歳以上人口)	13.5%	16.2%	18.6%	19.0%
	少子化(0 歳～14 歳人口)	11.0%	13.3%	13.3%	14.1%
自治会活動 (244 世帯)	平成 2 年に結成。町内を 16 班に分け、それぞれに世話役としての班長を配置。班長は「防犯」「環境・リサイクル」などの専門的活動も行う。				
小学校区での活動	竹の台小学校区(1 丁目～6 丁目:約 3.300 世帯)が、ひとつのコミュニティを形成しており、福祉や青少年育成などの行政系コミュニティ団体(テーマ型団体)が自治会との別に活動をしている。				

(2) 小さな自治会でも課題は多様(竹の台1丁目自治会の懸案事項)

項 目	概 要	解決方策案
ゴミ・環境	・ゴミ出しマナーの悪化、ペットの糞公害、家庭騒音、臭いなど年間で 20 件以上の苦情が寄せられる。	行政の「エコタウン助成制度」の活用試行
防 犯	・全国的な幼児・児童関連事件から、地域は「水鳥の羽音に驚く」状態。警察、行政からの情報不足が顕著	リスク・コミュニケーション研究
高齢者世帯の増加	・「地域での高齢者のお世話」を試行するが、プライバシー、行政の情報秘匿から困難に突き当たる。	テーマ型団体、福祉系 NPO との連携
自動車騒音問題	・自動車騒音・粉塵公害で有名な「国道 43 号線」と同等の騒音基準がニュータウンにも適用されていることから、住民の間で行政不信が続く。	反公害住民団体との共闘?
企業立地	・自治会への事前説明もなく、隣接地で企業が観光バスの駐車場工事を始め、工事中止を求める声が高まる。	覚書締結と企業の自治会への取り込み

(3) 神戸市内の自治会の様子(2,593 団体:神戸市報告書から抜粋)

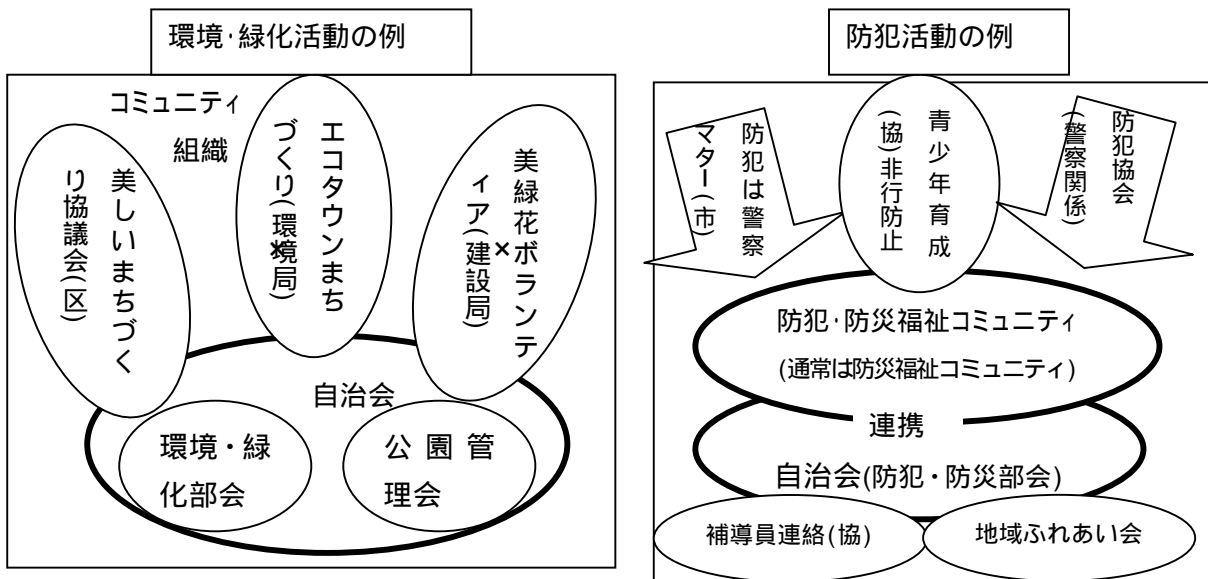
会 費	・月 100 円～200 円が最も多い	1 位:100～200 円(23%) 2 位:200～500 円(20%)
役員任期	・任期の 1 年交代が最も多い	1 位:1 年(56%) 2 位:3～5 年(12%) 3 位:6～10 年(12%) 4 位:11～20 年(8%) 5 位:2 年(5%)
会長の年齢	・60 歳～69 歳が最も多い	1 位:60～69 歳 2 位:70～79 歳 3 位:50～59 歳
会報発行	・発行していないが 6 割	年々「発行していない」が増加している。
力をいれたい活動	・ゴミ出しマナーや防犯など身近なテーマが多い。	1 位:「ゴミ出しマナーの向上」 2 位:「防犯活動」 3 位:「防火・防災活動」 4 位:「高齢者・障害者福祉活動」 5 位:「違法駐車追放運動」

2. 呻吟する地域団体

自治会などの地域住民組織に参加してつくづく思うことは、その組織形態、合意形成手順があまりにも旧態依然としていることである。単位自治会の上には自治連組織があり、一方では、行政が戦後育成に努めてきた、いわゆる、テーマ型のコミュニティ組織が校区単位に存在している。縦方向の自治連は単位自治会を支援するどころかこれを酷使し、横方向のコミュニティ組織は、地域の力量も考えず、行政の部局の数だけ地域に存在し、地域はその消化に追われる毎日である。

この縦、横の圧迫に加え、わが国では、NPOと地域住民組織の連携がなく、NPOの持つ先駆性、実験性は、地域住民組織にはまったく波及せず、むしろ、角をつき合わせる現象を生んでいる。

地域自治が言及される場合、「地域住民組織」と「NPO」の協働という視点で捉えられやすいが、地域での実感としては、自治会などの地縁団体とテーマ型の行政系コミュニティ組織の活動整理が、まずあって、次にその2者の協働、さらに地域住民組織とNPOの協働に続くと考えられる。



(参考)自治会の歴史

- ・町内会、部落会として、大正末期より戦争遂行に国民を総動員するための官製組織として全国的に整備が始まる。(下部組織が隣組組織)
- ・1942年(終戦3年前)、大政翼賛会の下部組織として位置づけられ、国防への参加を強要される。
- ・戦後(1947年)占領軍より町内会、部落会の解散命令がでる。
- ・町内会、部落会は名称を変更したものの、組織実態は殆んど従来どおりのまま。
- ・1960年代より、都市の人口集中、公害など生活環境の悪化による住民運動の先鋭化による旧来型の住民組織との対立。一方、生活圏の拡大、ライフスタイルの変化による自治会離れの促進
- ・国は、住民組織の再編のため、コミュニティづくりを提唱
国民生活審議会答申「コミュニティ・生活の場における人間性の回復」(1969年)
「市民としての自主性と責任感を自覚し、共通目標のもとに相互に信頼感のある人々の心のつながりによって維持される自主的集団がコミュニティである」
- ・既存の町内会・自治会と新たなコミュニティづくりとの関係性の模索
- ・1980年代より地域性を離れ、個人の自由な思いを実現するボランティア活動が高まる。
- ・1998年NPO法(特定非営利活動促進法)成立。地域団体とNPOに協働も一部で始まる。
- ・地方分権の流れの中から「地域自治組織」としての自治会に注目が集まる。

3. 本当は怖い、新たな「地域自治組織」設立の動き

地域が現状のままで良いとは思わないが、昨今の「地域自治組織」設立の動きにも危惧を感じる。

	状 況	批判・苦言
福岡市	・校区の自治会・町内会とテーマ型コミュニティ組織を統合した「自治協議会」を結成。従来、行政各部署が個々に助成していたものを「自治協議会」に統合すれば、別にインセンティブが与えられる。	・新たな地域自治組織があれば、地域課題が予定調和的に一気に解決できるという幻想がある。
飯田市 (長野県)	・地区の自治会・町内会とテーマ型コミュニティ組織を統合した「まちづくり委員会」を設け、市長の諮問機関である「地域協議会」(新設)に意見具申、提案などを行う。地域協議会には、別に産業団体、NPO・ボランティア団体なども意見を述べる事が出来る。	・地域自治組織内での新たな権力闘争が始まる。 ・3市ともにNPOとの関係性がない(薄い) ・住民の中の市民性の成熟を無視して行政主導で進めている。
大和市 (神奈川県)	・1地区2万人程度のエリアで結成する「市民自治区」構想。 ・地域計画、事業計画を立て、市政に反映するとともに、市からの受託事業(指定管理者制度)も担う。拙速にならないよう地域説明会などを順次開催している。	・従来の地域組織育成に対する反省がなく目新しいものに飛びついている。

(参考)アンケートから市民性の成熟を見る(神戸市への要望:神戸市住民自治組織実態調査(2002年))

建設的、やや建設的	行政依存的、地域エゴ的
<ul style="list-style-type: none"> ・中途半端な助成制度は無くす。 ・地域自立のためのアドバイスやソフト面の支援 ・行政と自治会で役割分担し、自治会に任せるものは任せたらよい。 ・行政が縦割りで作った住民組織の整理統合を。活動範囲や分担が不明確で団体が多すぎる。 ・がんばっている地域とそうでない地域の不平等を認めて欲しい。 ・市民が主体となって打出したものを後押ししてくれるような支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターなどでの低料金で利用できるコピー機の設置 ・街路樹は非落葉木を。除草、剪定、落ち葉の清掃を ・「声かけ運動」の行政からの啓発 ・犬の糞の始末をしない飼い主に条例で罰則を ・講習会は、市が自治会に来て開催を ・地域福祉センターに選任管理人を ・自治会活動の重要性を市でも広報を ・利用頻度に応じた助成金の配分を

4. 「公」を通して地域自治を考える

我々は、「公」について考える際、政府から地域団体、個人までに及ぶ、ある一定の統一された概念と捉えがちであるが、実際の場面では全く違うことが判る。例えば、竹の台1丁目自治会の場合、「道路を整備し、経済産業の動脈を支える」という国の「公」と、「自動車騒音がうるさい」というコミュニティの「公」がせめぎ合っている。震災時、仮設住宅の人々のケアというNPO・ボランティア団体の「公」に対し、「不審者が町内に入らないように」という、もう一方の「公」があった。

もちろん、これらは双方のコミュニケーションと議論・議決により解決を目ざさなければならないが、昨今の地域自治にまつわる議論は、ややもすれば、行政寄りの「大きな公」へと収斂・回帰し、「小さな公」が(小さくなるほど地域エゴに近づくかもしれないが)見失われているように思える。

5. 地に付いた地域住民組織の改革案

(1) 第1ステップ(自治会、テーマ型コミュニティ組織間)

- (ア)自治会とコミュニティ組織間の円卓会議の開催と地域課題の共有
- (イ)類似・重複する行事・会合の調整、年間スケジュールの作成
- (ウ)団体毎の発行ではなく、地域の出来事や課題をトータルに伝える地域総合誌(ITと併用)の発行

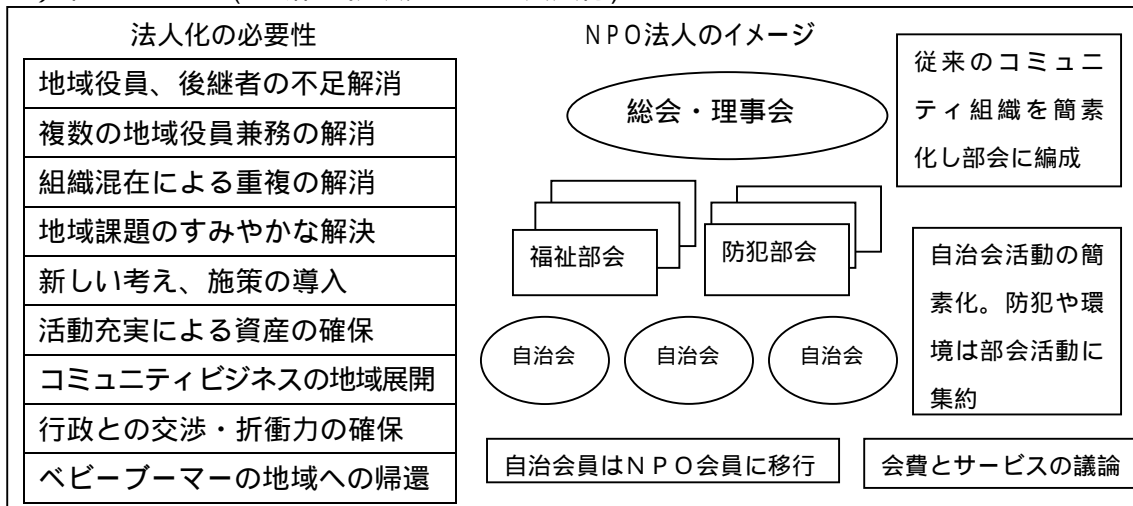
(2) 第2ステップ(地域住民組織とNPOの相互理解)

- (ア)福祉や子育て、環境など身近なテーマでの意見交換、NPO講演会の開催
- (イ)理事会、役員会への相互派遣などの人的交流の活発化
- (ウ)地域課題の解決に向けた外部NPOの経験、知恵の導入(NPOによる企画提案募集)

(3) 第3ステップ(NPOと地域住民組織の協働)

- (ア)コミュニティカルテなどの共同作成と行政への提案
- (イ)地域行事への企画段階からのNPOの参加、行事での社会性の確保
- (ウ)地域住民組織とNPOによる協議会組織の発足 → コミュニティビジネスの検討・試行
- (エ)行政助成金、自治会費の地域課題解決に向けた効果的使途の検討(個別・総合)

(4) 第4ステップ(地域住民組織のNPO法人化)



6. ニュータウンにおけるコミュニティビジネスの開拓

対象	具体的内容
元気な高齢者向け	(1)転居留守宅の維持・保全 (2)家具、家屋の小修繕 (3)公共公園の行政からの管理受託 (4)ゴミステーションの管理 (5)地域内防犯パトロール (6)学校などの警備 (7)共同菜園の運営 (8)農村部への農繁期の手伝い (9)伝統料理講習会講師 (10)一人住まい高齢者の見守り活動
企業OB向け	(1)有料廉価な市民講座の講師 (2)地域総合誌の編集委員 (3)成年後見人の代行 (4)現役時代の経験を生かした仕事開発 (5)趣味・サークルリーダー
専業主婦向け	(1)マーケティングリサーチ・商品開発 (2)ペットの一時預かり (3)リサイクルショップ経営 (4)地域総合誌の編集と配布 (5)文化教室の講師

ビジネス・シーズを持つ地域住民組織

老人会	高齢者にやさしい商品開発	子ども会	小学生の購買動向の把握
婦人会	主婦の視点からの商品開発モニター	防犯組織	セキュリティ会社との提携

荷川取 隆（沖縄県大阪事務所次長）

【沖縄における地域自治と政策形成】

1．他律的に決定されてきた沖縄（琉球）の歴史

沖縄（琉球）は一時期の琉球王国の時代を除けばこれまで強国による侵略、支配される歴史を繰り返しております。それは県民自らが選んだものではなく、すべて外からの強要であり、これまでの沖縄（琉球）の歴史は、他律的に決定されてきました。

そこには住民による自治や自立的な政策形成は全く無く、すべて支配する側の一方的な植民地政策、軍事優先政策しか行われてきませんでした。

- （1）琉球王国に対する薩摩の侵略と日中両属の時代（1609年～1872（明治5年））
- （2）明治政府による琉球処分、琉球王朝の終焉（1879年（明治12年））
- （3）アメリカ軍による上陸と占領（1945年）
- （4）サンフランシスコ平和条約締結による米国の施政権者としての信託統治（1952年～）
- （5）日本への施政権返還（1972年 日本復帰）

2．自治権獲得の闘い

ある高等弁務官は沖縄住民に対し「自治は神話なり」と発言し、また、当時の米軍政府の少佐は「米軍政府は猫で、県民は鼠である。猫の許す範囲でしか鼠は遊べない」と発言しています。

沖縄県民の自治権獲得闘争は、基地建設のための土地の強制収容に反対する闘いから始まり、祖国復帰運動へと向かいました。行政主席の公選制、米民政府の布告・布令の撤廃、琉球政府に対する米民政府の干渉の排除、裁判権の拡大など多くの目標を設定して強力に展開しました。

行政主席の高等弁務官による「任命」から立法員が選出し「承認」することとなり、1968年にはついに「公選」を勝ち取っていきました。

3．日本復帰と自治意識の喪失（1972年日本復帰）

沖縄が復帰に際し日本政府による中央集権に取り込まれ、独自性を発揮できなくなるとの懸念が高まりました。本土の類似県の政治・行政を模倣することなく、沖縄独自の特別自治や自治州制度を求め、様々な構想やプログラムが研究、提案されましたが、いずれの構想も実現することはありませんでした。

復帰後は、日本政府による開発行政で道路、港湾、空港等の公共事業に莫大な財政支出が行われましたが、経済の自立はいまだ達成することなく、国からの財政支出に依存する経済構造は復帰前より高くなってしまっています。

4．県内町村の自治の現状

沖縄県は人口10万人を超える市は3市しかなく、小規模な市町村となっており、さらに1離島1町村も多いため、市町村合併もほとんど進んでいないのが現状です。

（1万人未満の町村が25町村、その中で千人未満の村が4村もある。）

産業も少なく、財政力も弱い離島市町村にとって、「自立」や「地域主権」は厳しい状況にあります。

現在国が進める三位一体改革の柱である税源移譲は、課税客体が乏しく課税、税収が期待できないため、小規模な離島町村にとってはありがたみはほとんどありません。

大都市だけの自立ではなく、過疎地域や離島市町村も含めた、真の「地方の自立」が達成できるような改革を進める必要があるのではないのでしょうか。

5．沖縄における地域コミュニティ

沖縄では地縁、血縁による活動や行事の参加、取り組みは活発です。特に多くの離島があることから、郷友会、同窓会活動や祭り、伝統行事、冠婚葬祭は盛大に行われます。しかしながら、自治会活動を除いては、政策形成に影響を与える活動はほとんど行われていないのが現状です。

地縁コミュニティとしての組織、取り組み行事等

組織：自治会 郷友会 同窓会 青年会等

行事：祭り（エイサー、綱引き、豊年祭等） 冠婚葬祭 模合

血縁の組織、取り組み行事等

組織：門中

行事：シーミー 旧盆 冠婚葬祭 トーカチ、カジマヤー等

6．地域文化の再評価と文化の力（祭り、伝統芸能、民俗行事）

沖縄が現在最も元気で活力が感じられるのは地域の文化力です。特に地域の様々な祭りや行事は地域コミュニティやNPOを巻き込んで行われており、地域住民にとっての帰属意識や地域参加に貢献しています。

沖縄では夏になると必ずどこかで何らかの祭り、行事（イベント）が繰り広げられています。

沖縄の芸能文化の特徴は、実際に演技する者と観る者との垣根がほとんどないことです。エイサー、獅子舞、綱引きなどすべての住民が誰でも手軽に参加ができます。

地域のまつりや民俗行事は、強固な地縁、血縁としての一体感を確認し、地域住民の共同、協力関係を築いています。

7．那覇市の市民参加型まちづくり

那覇市は第3次総合計画で市民・事業者・行政のパートナーシップでまちづくりを行うという「協働型まちづくり」を提唱し、自治会、NPO等の活動支援、事業者を含めた協働、連携による市民参加型まちづくりをすすめています。

市民活動団体をはじめとするNPOの活動を支援するため「那覇市NPO活動支援センター」を2000年1月に開設し、市民活動の活性化に向け様々な事業を展開しております。

事業内容

・公益信託・那覇市NPO活動支援基金助成事業

市民参加による公開審査（10万コース～50万コース 平成15年度は16団体）

・活動支援のための設備とスペースの利用提供

・市民活動についての情報の収集と提供

・まち作りについての研修機会の提供と調査・研修

・企業の社会貢献活動促進のための事業

市川 典男 (象印マホービン株式会社 代表取締役社長)

1. 企業と市民、企業と行政の関係

- ・ 企業から見て市民は消費者 (= 顧客)
- ・ 企業は行政の規制 (ルール) の元で自由競争をしている
- ・ 規制は企業の自由競争を妨げるものであってはならない
- ・ 自由競争の元での規制強化はビジネスチャンスである
- ・ 市民の役割: 規制が市民の為のものかチェックする
: 規制 (ルール) を守らない企業を排除する
- ・ 行政がルールをつくり企業がそれに基づいて市民にサービスを提供する
- ・ 市民と市民はルールを守っている企業を支持し守らない企業を排除する
: 大企業がルールを破れば行政とマスコミの制裁を受ける
- ・ 行政と企業と市民の信頼関係が基本

2. 企業と地域との関係

- ・ 企業のナショナル(全国)化、グローバル化。
- ・ 企業と地域との関係は薄くなってきている。
小売業の例: 商店街や市場がスーパーやコンビニに変わった。
町の人と子供達のふれあいがなくなった。
- ・ 製造業の例: 工員が主婦のパートから請負業者からの派遣に変わった
工場働く人住民とは無関係
- ・ 企業と市民が無関係の時代。
- ・ 働く人と住民が別々の時代。
- ・ 企業のサービスは全国均一が基本。
- ・ 企業にとって地域対応、個別対応はコスト高。
- ・ 企業のサービスを利用したほうが安い部分を利用する。
- ・ 地域の事情に合わす必要がある部分を行政、市民 (NPO) が補完する。

3. 地域と市民の関係

- ・ 人を中心にコミュニティー (地域) を考える。
- ・ 親を残して都会で働く人も同じコミュニティーの一員
- ・ 定年後、故郷で第二の人生を送ることを望む人も多い。
- ・ 県人会、同窓会も地域コミュニティーである。
- ・ ネットワークで築く市民主権、地域主権

内海 美保 (経済産業省近畿経済産業局産業部産業課総括係長)

1. 「自律循環型地域経済システム」のその後

(「近畿地域における『自律循環型地域経済システム』の構築に向けた調査研究」平成13年3月)

(1) 地域における新たな経済主体の確立 (経済産業政策の対象へ)

(2) NPOに対する経済産業政策等の方向を検討 (主なアウトプット)

新たな経済主体としての認知・位置づけ

・ NPO等を経済主体として位置づけ、経済産業政策対象の拡大を図る。

新たな産業創出・業態開発の苗床機能としての支援

・ NPO等の活動が、新たな産業分野の事業化への試行、事業ノウハウの蓄積等につながることに着目し支援。また、企業等との連携による産業化を促進。

地域づくりと経済活動をつなぐインターフェイス機能としての支援

・ NPO等の活動が地域づくりと経済活動の双方にメリットのある「媒体」として支援。

「自律循環型地域経済」システムの総合的支援

・ NPO等の活動が、新たな経済システム構築への試行機能をもつことに着目し、システム全体の構築を支援。

2. 自律した地域経済社会へ向けた政策

(1) 新産業総合戦略

先進産業群、市場ニーズ対応産業群、地域再生の産業群の3本柱

そのうち、地域再生の産業群においては

・ 顔の見える信頼ネットワークの充実

・ 特色ある産業構造や伝統・文化に立脚した総合的な地域戦略の立案

・ 「創造的な地域社会 (コミュニティ)」を基盤とした協働による新商品・サービス開拓と「地域ブランドづくり」

産業クラスター計画、JAPANブランド育成支援事業 等

(2) まちづくり交付金

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。(国土交通省 都市・地方整備局)

3．行政から市民（NPO）・民間への事業シフト

（1）市場化テスト

これまで国等が提供してきた、あるいは今後提供する予定となっている公共サービスについて、透明・中立・公正な競争条件の下、官と民との間で競争入札を実施し、その提供主体・提供手法を決めていく新たな制度。昨年11月「規制改革・民間開放推進会議」を中心に、「市場化テスト」の導入（平成17年度における試行的導入（「モデル事業」）、平成18年度からの全面導入）に向けた作業を進めている。これにより新たなビジネスチャンスを拡大することが可能となる。

（2）PPP（Public-Private Partnership）

ライフスタイルの変化・多様化によって求められる公共サービスも多様化し、公共部門に民間の手法やノウハウを導入する必要性が生じた。一方、NPOは自治体や企業が見出しにくいきめ細かなニーズを把握している。そこで地域に求められる新しい公共サービスを、行政、企業、市民等が協働して提供していくもの。

（3）指定管理者制度

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る目的で、民間事業者に公の施設の運営管理を委ねるもの。平成18年9月までに、「公の施設」については原則として指定管理者制度に移行することとされた。（平成15年地方自治法改正）

4．地域における経済主体の多様化と地域経済の活性化

企業、行政、市民（NPO）、大学（学生）等、連携主体が多様化し、それとともに地域経済の活性化に向けた様々な連携、協働事例が生まれている。

<連携事例>

産業クラスターの中核推進機関（近畿バイオインダストリー振興会議、NPO-EEネットなど）
ものづくり（ひょうご福祉新産業研究会、ロダン21など）
ひとづくり（製造現場の中核人材の強化）
まちづくり（宝塚都市再生計画、竜馬通り商店街振興組合 など）

5．新たな経済のルール形成に向けた企業、NPO、行政の役割

（1）行政の効率化・コスト削減とビジネス創出

（2）規制とビジネス創出

跡田 直澄（慶應義塾大学教授）

1．経済自治とは

家計や企業という民間の経済主体が、完全な情報を全員で共有しつつ、最終的に地域ないしはコミュニティの厚生を拡大を念頭に置きながら、利己的な利益を追求していくことが可能ならば、その経済は市場を通じていわゆる見えざる手により、すべての経済主体に初期の配分状況に応じた最も満足できる状況をつくりだせる。こうした理想的な経済主体ばかりで競争をするのであれば、政府が介在しなくても、「経済は自律的に最善な状況」に到達できるのである。

しかし、現実には情報も完全ではないし、個人の中には利他的な理念を捨て去った利己的な利益追求にはしるものも存在するし、企業経営者のなかには弱肉強食的な競争に邁進するものもいる。こうした状況では、市場は完全には機能しないため、「市場の失敗」として政府による介入の必要性が正当化されてきた。もちろん、その介入は「経済の自律性の回復」を助けるために認められたものであったが、20世紀においてはほとんどの国でそれが拡大解釈され、「大きな政府」を助長し、政府により統治される経済領域がかなり拡大してしまった。

「大きな政府」は民間経済の活力を減退させると共に、巨大な財政赤字も生み出した。これが「政府の失敗」である。それに対する処方箋として、レーガン・サッチャーのコンビは「小さな政府」論を展開し、政府が手を出しすぎたあるいは手厚くしすぎた事業を民間に任せることにした。これは単なる責任回避ではなく、政府が直接介入する部分を小さくし、市場を支配したり管理するのではなく、むしろモニターしたりルールを設定するというあらたな役割を担うことに変更したのである。

こうした「小さな政府」への転換は、民間経済に大きな変化を与えることになった。それは、それまで政府が独占してきた公益的なサービス提供を民間部門が担いはじめたという点である。地域経済やコミュニティで非営利組織（NPO）の活動が活発化し、「民間経済の自律性を民間自身で回復」させ始めたのである。つまり、政府の役割は市場に対してルールを設定するとともにモニターをする程度にとどめ、民間部門自身で非営利組織により「市場の失敗」部分を補いながら、民間経済の自律性を回復させ、経済の活性化にも繋げていったのである。この姿こそが民間による「経済自治」というものである。

2．構造改革と経済自治

構造改革とは

- ・ 政府の無駄、民間経済の無駄、社会的な無駄の排除。
- ・ その触媒となるあるいはそれをコンサルするのが、NPOあるいはコミュニティビジネス。
- ・ 地域経済やコミュニティで、それを実現することこそが「経済自治」の確立。

政府の無駄の排除

- ・ 過大なコストの削減 : 市場化テスト・事務事業評価などによる歳出の効率化
 - * 政府と営利企業・NPOとの競争 or 協働
 - * 目標成果管理によるコスト意識の醸成

- ・無駄な歳出の削減 : 不必要なサービス提供の廃止
 - * 政策体系の見直しによる不要な事業の洗い出し
 - * 民営化の促進

民間の無駄の排除

- ・浪費資源の削減 : 廃棄物の資源化
 - * 政府・民間・NPOとの協働で循環型システムの確立
- ・劣悪サービスの排除 : 製品・サービスの質の向上
 - * NPOとの競争
 - * 製品・サービスの評価システムを民間で確立（経済自治の典型）

社会的な無駄の排除

- ・無駄な物資輸送の排除 : 自立型経済の確立
 - * 多様なコミュニティビジネスの創出
- ・技術開発の効率化 : 再資源化技術と循環型経済システム開発の研究促進
 - * 大学・民間・NPOの共同研究を推進するプラットフォーム作りを政府が支援

3 . 政策形成への関与の増大

構造改革 経済自治 政策形成への民間参加 経済自治力の高まり

- ・構造改革は経済自治の確立につながる
- ・民間による経済自治が確立するに従い、民間の政策提言能力が向上
 - * 民間事業者による提案型公共事業
 - * NPOやコミュニティビジネスによる街づくり事業提案
- ・政府、行政の役割の変化
 - * 政府が提供するものは純粋公共財により近いものに限定
 - * 真の「小さな政府」の実現により財政赤字の解消

4 . 真の経済自治確立に向けて

NPO・コミュニティビジネス経営者の能力の向上

- ・ボランティアから経営者に
- ・行政とのタフネゴシエーターに
- ・MBAなみの専門性を
- ・ネットワークの拡大

営利部門に正しい競争概念を敷衍

- ・協調ある競争に：競争は社会を発展させるためのもの
- ・経済自治確立には社会的責任の遂行が不可欠：社会的責任の遂行は地域社会との共生であり、結果的には自己利益に繋がる

パネルディスカッション「市民主権・地域主権の政策形成をめざして」

「市民主権・地域主権の政策形成をめざして」をテーマにした意見交換
(第1分科会「市民自治と政策形成」、第2分科会「地域自治と政策形成」、第3分科会「経済自治と政策形成」の各分科会の議論を踏まえた議論)

パネラー

- ・松原 明 (シーズ=市民活動を支える制度をつくる会事務局長)
- ・絹川 正明 (地域共生研究所所長、元関西電力(株)社会貢献担当)
- ・跡田 直澄 (慶應義塾大学教授)
- ・今瀬 政司 ((特活)市民活動情報センター代表理事)

コメンテーター

- ・吉本 哲郎 (地元学協会事務局長、水俣市役所教育委員会生涯学習課長)

コーディネーター

- ・今田 忠 (日本NPO学会会長、(特活)市民活動情報センター特別研究員)

パネルディスカッション終了後、交流会を開催

登壇者の紹介（五十音順）

跡田直澄（慶應義塾大学教授）

学習院大学経済学部卒業、大阪大学大学院経済学研究科修士課程終了。和歌山大学助教授、帝塚山大学助教授、名古屋市立大学経済学部助教授、大阪大学大学院国際公共政策研究科教授を経て、現職。著書に編著『企業税制改革 実証分析と政策提言』（日本評論社）、共編著『21世紀日本型福祉社会の構想』（有斐閣選書）等。

石井亨（廃棄物対策豊島住民会議、香川県議会議員）

1960年戦後の開拓入植農家に生まれる。香川県立農業大学校、ワシントン州立短大卒業。83年帰国就農、青年団活動参画。90年以降、廃棄物対策豊島住民会議リーダーの一人として住民運動・豊島公害調停に参画。94年に離農、96年土庄町役場臨時職員。99年から香川県議会議員（現在2期目）、00年調停成立後、地域の再生運動に取り組む。

市川典男（象印マホービン株式会社 代表取締役社長）

甲南大学経済学部卒。96年大阪青年会議所市民ネットワーク委員会副委員長として大阪NPOセンターの設立に携わる。97年、同NPO推進委員会副委員長として大阪NPOセンターの運営を支援。98年日本青年会議所地域主権型社会推進委員会副委員長として全国で地域主権型社会の調査、推進を行う。01年2月象印マホービン社長就任。

今瀬政司（（特活）市民活動情報センター代表理事）

91～02年、（株）大和銀総合研究所にて自治体・国等の地域産業振興策やNPO活動推進策などの調査・政策立案に携わる。01年には経産省産業構造審議会NPO部会事務局で企画・調査全般を担当。一方、学生時代から様々な市民活動に参画、95年に市民活動情報センターを設立。（社）奈良まちづくりセンター理事、（特活）NPO政策研究所理事、大阪産業大学非常勤講師、日本離島研究会会員、下北山村ツチノコ共和国国民。

今田忠（日本NPO学会会長、（特活）市民活動情報センター特別研究員）

日本生命保険相互会社、日本生命財団企画調査部長、笹川平和財団主席研究員、阪神・淡路コミュニティ基金代表を経て、99年、市民社会研究所所長に就任。中京女子大学客員教授、羽衣国際大学客員教授、関西学院大学非常勤講師。編著『フィランソロピーの思想』、編著『NPOの起業・経営・ネットワーク』等。

内海美保（経済産業省近畿経済産業局産業部産業課総括係長）

83年大阪通商産業局（現近畿経済産業局）入局。以降、商工振興、消費者行政、ベンチャービジネス支援を経て、地域で生まれはじめた小さなビジネスに着目。01年に新たな地域経済のあり方を探る調査研究（「自律循環型地域経済システム」の構築にむけて）を実施し、地域における新たな経済主体としてNPOを位置づけ、経済産業政策の対象とすることに尽力。

絹川正明（地域共生研究所所長、元関西電力(株)社会貢献担当）

74年関西電力(株)入社、97年～2000年には本社地域共生本部副部長として社会貢献事業を担当。02年、同社を退社して、地域共生研究所を設立。神戸で自治会活動を展開し、地縁組織とNPOの協働事業に取り組む。神戸市建築協定地区連絡協議会会長、竹の台1丁目自治会長、経済産業省産業構造審議会NPO部会委員(2001年)。

荷川取隆（沖縄県大阪事務所次長）

73年、沖縄県庁に就職。以降、商工労働部総務課、沖縄県東京物産観光事務所、観光関係、税務関係、沖縄県北海道事務所、渉外労務（基地従業員）関係、文化環境部生活企画課（NPO等市民活動担当）を経て、03年から沖縄県大阪事務所に勤務し、現在に至る。

松原明（シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会事務局長）

神戸大学文学部卒。企業に勤めるかたわら市民活動団体に活動し、その際に市民活動団体の法人化や税制支援措置の問題に直面、94年、市民活動団体に呼びかけシーズ＝市民活動を支える制度をつくる会を結成、事務局長に就任。NPO法、認定NPO法人制度制定に関して、市民サイドで主導的な役割を果たす。

吉岡慎一（日本離島研究会事務局長、（特活）市民活動情報センター理事）

様々な組織や人と連携した地域づくりを志向し、現地に出かけることを信条にこれまで、2000以上の市町村を訪問している。特に、島や中山間地域に入り込み酒を酌み交わしながら地域について語り合うことが好きである。現在、みずほ情報総研に職を維持しながら、相変わらず各地の地域づくりに首を突っ込んでいる。

吉本哲郎（地元学協会事務局長、水俣市役所教育委員会生涯学習課長）

宮崎大学農学部卒。水俣市役所で都市計画課、企画課、環境課、農林水産課を経て、03年から水俣市教育委員会生涯学習課課長。水俣で「下手でもいいから自分たちで調べよう」とみんなで「水のゆくえ」や「あるもの探し」をはじめ、環境都市水俣づくりを進めてきた。その取り組みを振り返り地元で学ぶ「地元学」と名付け、現在、全国に広がっている。主な著作に『私の地元学』、『風に聞け、土に着け 風と土の地元学』等。



特定非営利活動法人
市民活動情報センターの概要

設立趣旨

私たちの世の中には、様々な矛盾があります。その矛盾によって、涙を流している人々がたくさんいます。それは、何故でしょうか。どうしたら、涙を流す人が一人でも少なくなるのでしょうか。

私たち市民活動情報センターは、「困っている人がいるから助けてあげたい」という誰もが持つ素朴な思い、を大切にしていきたいと考えています。それは国のために（国益）や組織のために（組織益）ではなく、世の中の友だちのために（友益）であり、思いやりの気持ちや助け合いの活動です。

また、「国あっての市民ではなく、市民あっての国」、**「組織あっての個人ではなく、個人あっての組織」**という、市民一人一人の思いや事情を大事にし、個を尊重した社会づくりが大切であると考えています。

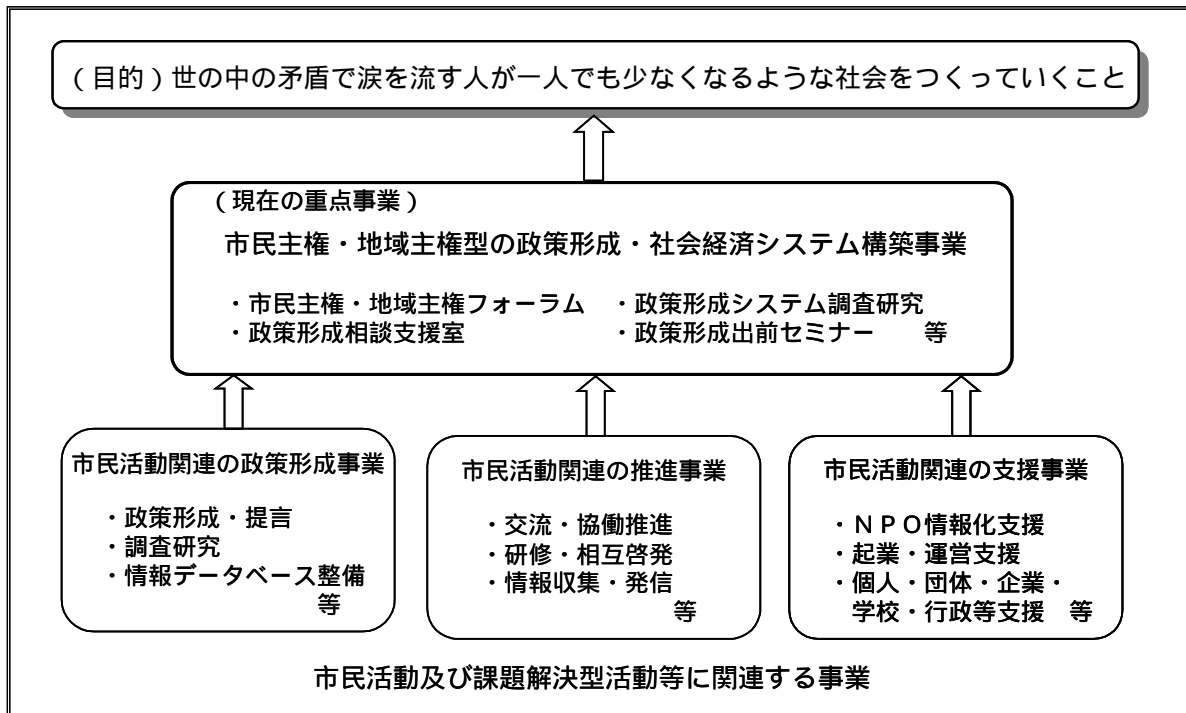
そして、世の中にはいろんな人が暮らし、いろいろななりわいを行っており、種々雑多だからこそ素敵なふれあいもあれば、いがみ合いもあります。そんな世の中では、「違いを尊重し、分かり合うこと」、「否応なく対立したときでも、相手を思いやる心を忘れないこと」、が大切であると考えています。

こうした「友益」、「個の尊重」、「違いの尊重」が豊かな社会をめざす志を持った人たちが「志民」による活動こそが、市民活動であると考えています。

私たち市民活動情報センターは、市民活動及び課題解決型活動等に関わる支援事業、推進事業ならびに政策形成事業を実施することで社会構造の再構築を図っていき、「世の中の矛盾で涙を流す人が一人でも少なくなるような社会をつくっていくこと」を目的にして活動していきます。
(代表理事 今瀬政司)

設立：1995年8月（2003年3月28日NPO法人化（特定非営利活動法人））

活動内容



特定非営利活動法人市民活動情報センターのこれまでの主な活動

(1995年8月～2004年末現在)

(資料)2004年12月現在

市民活動関連の政策形成事業

政策形成・提言

- ・「市民主権・地域主権フォーラム」の開催
 - 第1回「新たな政策形成・社会経済システムの構築をめざして」(2004年2月21日)
 - 第2回「『市民自治』『地域自治』『経済自治』の政策形成をめざして」(2005年3月25日予定)
- ・「舞鶴らしい協働のまちづくりに向けた市民懇話会」(舞鶴市委託、2004年度)
- ・市民活動・NPO・公益法人関連等の法制度改革事業
(研究提言、情報受発信、フォーラム開催等、1995年～)
- ・NPO・ボランティア等商標問題に関する事業(「NPO商標問題連絡会」事業、2003年～)
(6団体協働:(特活)市民活動情報センター、(特活)大阪NPOセンター、(特活)大阪ボランティア協会、
(特活)関西国際交流団体協議会、シーズ=市民活動を支える制度をつくる会、(特活)日本NPOセンター)

調査研究

- ・「まちの空き家を活用した滞在型観光ビジネスの振興に関する調査研究」(大阪府委託、2004年度)
- ・「市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システムに関する調査研究」(2003年～)
- ・文部科学省から科学研究費補助金の「研究機関指定」を受ける(2003年指定)
- ・「地域福祉活動拠点形成モデル調査研究」(大阪府の受託協働事業、2002年度)
- ・「野田川町商業活性化事業」(野田川町商工会の依頼協働事業、2003年度)
- ・「とどけ!!わたしのメッセージ～インターネットクラブのなかまより～」
(たびだち地域センター・ゆうゆう)の事業・編集協力(1995年度)

情報データベース整備

- ・「市民活動施設要覧'98(大阪版)」の編集発行(1997年度)
- ・「市民活動団体ダイレクトリー'95(奈良県版)」(市民活動推進センター設立委員会)
の編集協力(1995年度)
- ・市民活動団体・NPO・コミュニティビジネス等の情報データベース事業

市民活動関連の推進事業

交流・協働推進

- ・「NPO協働フォーラム(NPO・企業・行政のコラボレーション)」
(経済産業省近畿経済産業局主催)の企画運営協力(2003年3月7日)
- ・豊島と水俣の交流協力(廃棄物対策豊島住民会議の環境水俣賞推薦等)

研修・相互啓発

- ・NPO、企業、自治体・国、学会等の事業における講演・研修協力

情報収集・発信

- ・各種機関への論文投稿・情報提供、災害救援・NPO・情報通信技術関連等の情報収集・発信

市民活動関連の支援事業

NPO情報化支援

- ・出張訪問(定期・不定期・緊急時)によるインターネット等情報通信技術の指導・相談、
設備機器の購入・セットアップ・メンテナンス、コンピュータのサーバー管理、
情報処理・受発信代行(ホームページ・データベース・報告書作成、情報仲介等)
(1995年～約20数団体支援)

起業・運営支援

- ・NPO・コミュニティビジネス等のコンサルティング

個人・団体・企業・学校・行政等支援

- ・個人のボランティア活動、企業・団体等の社会貢献活動や本来事業、行政の市民活動関連の施策、
学校・研究機関等の市民活動関連の授業・研究活動等の支援

1. 開催趣旨

いま、必要とされているのは、市民参加から「市民主権」へ、地方分権から「地域主権」への発想の転換ではないか。社会活動・経済活動とそれを支える政策形成の出発点は、行政ではなく市民ひとり一人であり、国ではなく地域一つ一つである。市民（個人・NPO・企業等）と行政、あるいは地域（市民・自治体等）と国が、“協働”して、次代を切り開く政策形成を図り、個々の市民や個別地域という小さな単位（多様な個）からの「市民主権」「地域主権」が確立された社会・経済の仕組みを創ることが求められているのではないか。それがあってはじめて、市民主導・地域主導の地域づくりや自律循環型の地域経済活動といった取り組みも実のあるものになり、いまの社会・経済の閉塞状況を克服して世の中を元気にしていけるのではないか。

（特活）市民活動情報センターでは、既存の政策形成システム等の実態・課題を解明するとともに、「市民主権・地域主権型社会経済システム構築事業」として、今後のあり方を検討して、そのシステム像を広く社会に提言し、さらにこのシステムを運動的に具現化していくことを目的に事業を展開してきた。この「市民主権・地域主権フォーラム」はその一環として行うものである。

2. 開催概要

日時：2004年2月21日（土） 午後2時～5時（交流会：～6時半）

会場：piaNPO 6階大会議室（交流会は中会議室）（大阪市港区築港2-8-24）

参加費：一般2,000円、学生1,000円（交流会：別途500円）

主催：特定非営利活動法人市民活動情報センター

後援：大阪市、大阪府、経済産業省近畿経済産業局

協賛：近畿労働金庫、住友生命保険相互会社、松下電器産業株式会社（五十音順）

3. 会議内容

趣旨説明（主催者挨拶）

基調提案：今瀬 政司（（特活）市民活動情報センター代表理事）

パネルディスカッション（会場参加者との意見交換）

・今田 忠（日本NPO学会会長、市民社会研究所所長）

・荷川取 隆（沖縄県大阪事務所次長）

・石井 亨（廃棄物対策豊島住民会議、香川県議会議員）

・今瀬 政司（同上）＜コーディネーター＞

交流会

4. 開催報告

当日は、全国各地から定員を上回る約100名（含関係者）の方々にご参加を頂きました。関西から3/4、関西以外（東北から九州まで）から1/4のご参加でした。参加者の顔ぶれもNPO、自治体・国（首長、議員、職員）、企業・経済団体、大学など様々なセクターからご参加を頂きました。交流会にも約50名の方々にご参加いただき、沖縄のお酒や食べ物などを味わいながら大いに盛り上がりました。当日の会議では、会場の皆様からたくさんの貴重なご意見を頂戴し、開催後のアンケートでも、「時間が足りなく、丸一日かけてやるべきだった」、「基調提案に関してもっと突っ込んで時間をかけて議論をすべきだった」、「第2回目の開催を期待したい」など、より踏み込んだ議論をと言った次回への期待やアドバイスのお言葉を多数いただきました。

詳細報告は、市民活動情報センターのホームページに掲載 <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>

(謝辞) ご協賛ご後援を頂きました皆様には、ご協力に深く感謝を申し上げます。

(特活)市民活動情報センター 代表理事 今瀬政司

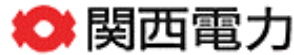
大阪ガス株式会社

<http://www.osakagas.co.jp/>



関西電力株式会社

<http://www.kepco.co.jp/>



近畿労働金庫

<http://www.rokin.or.jp/>



住友生命保険相互会社

<http://www.sumitomolife.co.jp/>



松下電器産業株式会社

<http://panasonic.co.jp/>



(五十音順)

大阪商工会議所

<http://www.osaka.cci.or.jp/>

関西経済連合会

<http://www.kankeiren.or.jp/>

関西広域連携協議会

<http://www.kippo.or.jp/kc/>

大阪市

<http://www.city.osaka.jp/>

大阪府

<http://www.pref.osaka.jp/>

和歌山県

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/>

経済産業省近畿経済産業局

<http://www.kansai.meti.go.jp/>

(転載または引用の場合は必ず事前承諾を受けた上で出典を明記のこと)

第2回 市民主権・地域主権フォーラム

～「市民自治」「地域自治」「経済自治」の政策形成をめざして～
開催資料

2005年3月25日

主催・発行：特定非営利活動法人市民活動情報センター (SIC)

〒552-0021 大阪市港区築港2-8-24 pia NPO 506号室

TEL: 06-4395-1144 FAX: 06-4395-1145

E-mail: sic@mx.mesh.ne.jp

URL: <http://www1m.mesh.ne.jp/~sic/>